

四日市市告示第389号

県地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）を変更するにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例第21条第3項の規定を準用し、当該変更案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、変更案を縦覧に供する。

なお、当該変更案について、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成30年6月20日

四日市市長 森 智広

1. 縦覧する図書

県地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）変更案

2. 縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

四日市市赤水町957

四日市市市民文化部県地区市民センター

3. 縦覧期間

平成30年6月20日から平成30年7月4日

（土・日曜日を除く）

（都市整備部都市計画課）